

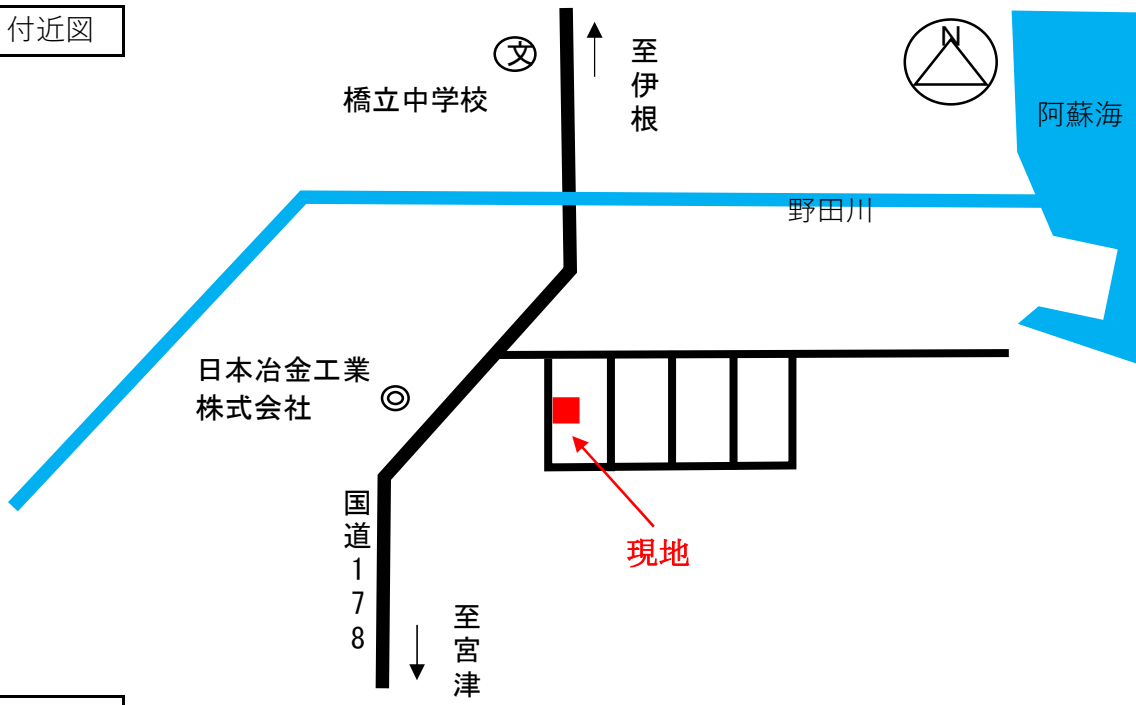
物 件 調 書

物 件 番 号	1	予 定 価 格	2,430,000円
---------	---	---------	------------

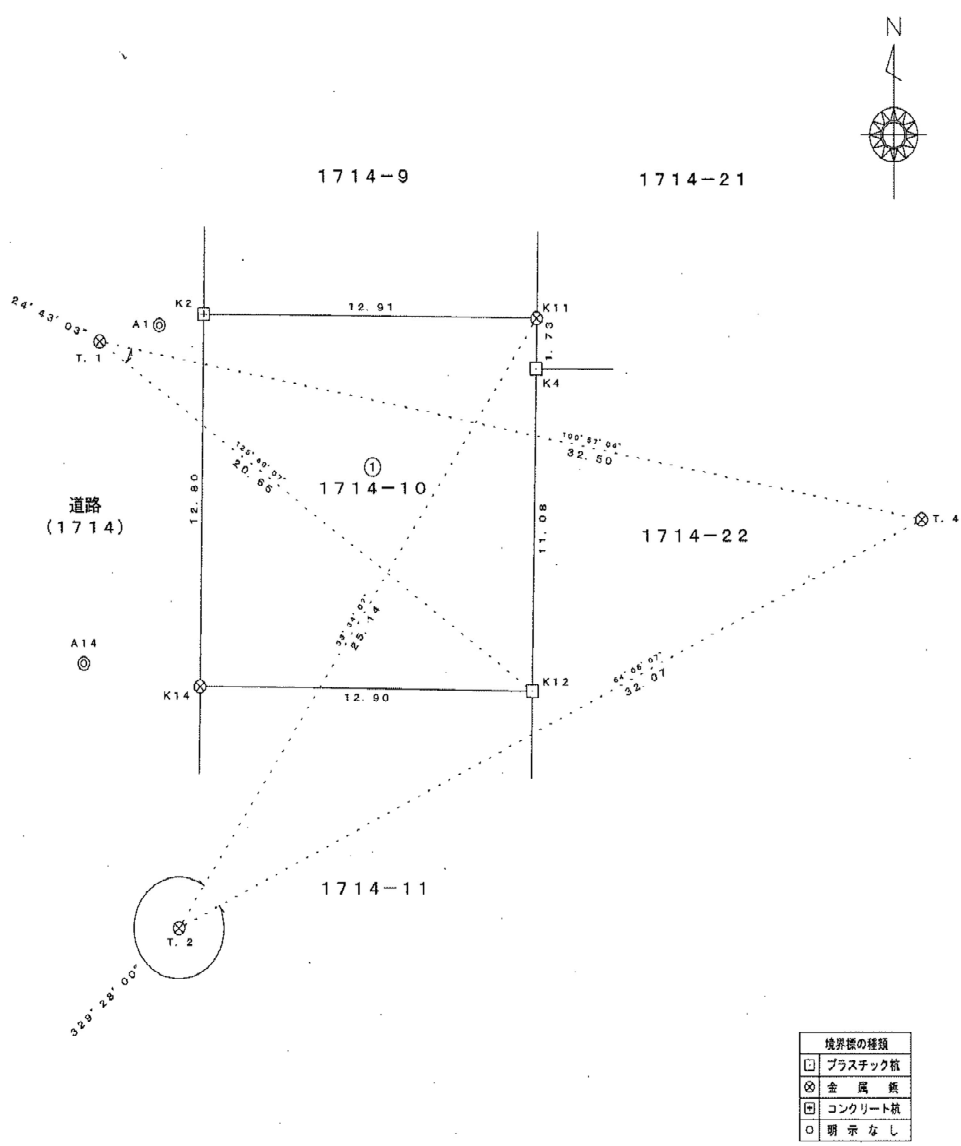
所 在	与謝野町字弓木小字野田1714番10			
面 積 ( 合 計 )	登 記 簿	165.34㎡	地 目	
	実 測	165.34㎡		
登 記 簿	宅地	現 状	位置図のとおり	
現 況	雑種地			
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	西側は町道野田団地2号線（幅員約4.5m）と概ね等高で接する中間画地			
基 法 づ 令 く 等 制 限	都 市 計 画 法	都 市 計 画 区 域	宮 津 都 市 計 画 区 域	
	建 築 基 準 法	用 途 地 域	用 途 地 域 無 指 定	
		建 ぺ い 率	70%	
		容 積 率	200%	
そ の 他 の 法 律	防 火 地 域 等	建 築 基 準 法 第 22 条 指 定 区 域		
所 有 権 を 制 限 する 権 利 設 定	なし			
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名	事 業 所 名	電 話 番 号	
	電 気	引 込 可	関 西 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司	0800-777-3081
	上 水 道	引 込 可	与 謝 野 町 役 場 上 下 水 道 課	0772-43-9031
	下 水 道	引 込 可	与 謝 野 町 役 場 上 下 水 道 課	0772-43-9031
	都 市 ガ ス	無	個 別 プ ロ パ ン ガ ス	
交 通 近 接 状 況	鉄 道	京 都 丹 後 鉄 道 岩 滝 口 駅 物 件 の 南 方 約 1.4km ・ 徒 歩 約 20分		
	バ ス	丹 海 バ ス 伊 根 線 ・ 蒲 入 線 冶 金 前 物 件 の 南 西 方 約 0.2km ・ 徒 歩 約 3分		
公 共 施 設	町 役 場	与 謝 野 町 役 場 本 庁 舎 物 件 の 北 方 約 0.9km ・ 徒 歩 約 12分		
	小 学 校	与 謝 野 町 立 岩 滝 小 学 校 物 件 の 北 西 方 約 1.6km ・ 徒 歩 約 24分		
	中 学 校	与 謝 野 町 立 橋 立 中 学 校 物 件 の 北 方 約 0.5km ・ 徒 歩 約 7分		
特 記 事 項	・ 本物件には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。			
	・ 上水道の水道管は、西側の町道に埋設されていますが、土地内には引き込まれていないため、引き込みには、与謝野町役場上下水道課（0772-43-9031）と協議が必要です。			
	・ 下水道は供用可能区域ですが、土地内には引き込まれていないため、引き込みには与謝野町役場上下水道課（0772-43-9031）と協議が必要です。			
	・ 土壌汚染、埋蔵文化財又は地中障害物や埋設物に関する調査は行っていません。			
	・ 北側境界付近にU字溝、東側境界付近に植樹が存しています。			
	・ 北東側境界付近のU字溝についてはU字溝内が境界となりますので、改良又は撤去する場合は隣接者と協議のうえ、実施をお願いします。			
	・ 東側境界付近の植樹は、隣接地内にかかっている可能性がありますので、伐採する場合は隣接者と協議のうえ、実施をお願いします。			
	・ 引渡しは現状有姿で行います。			
	・ 建物を建築するに際しては、建築基準法及び京都府、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。			
	・ 物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷地設備等の補修、移設、撤去、除草、樹木の伐採等の費用負担、隣接者又は関係機関等との協議又は協議結果について、与謝野町は一切関与しません。			

※物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための資料です。必ず、売払申込者ご自身で、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

付近図



明細図





写真

注意：枠線はあくまでも目安であり、実際の境界を示すものではありません。

境界標については、現地にあるままの状態での引き渡しになります。

(境界標は復元しません。)

全景 (西側から北東向きに撮影)



北側境界付近



北側境界付近



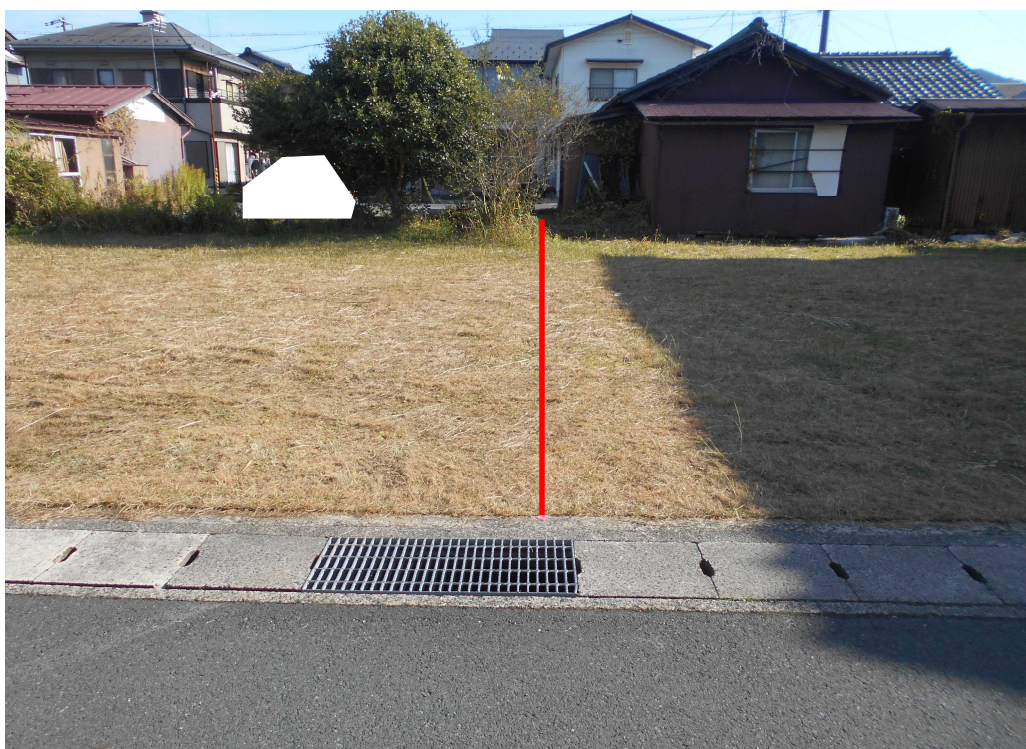
西側境界付近



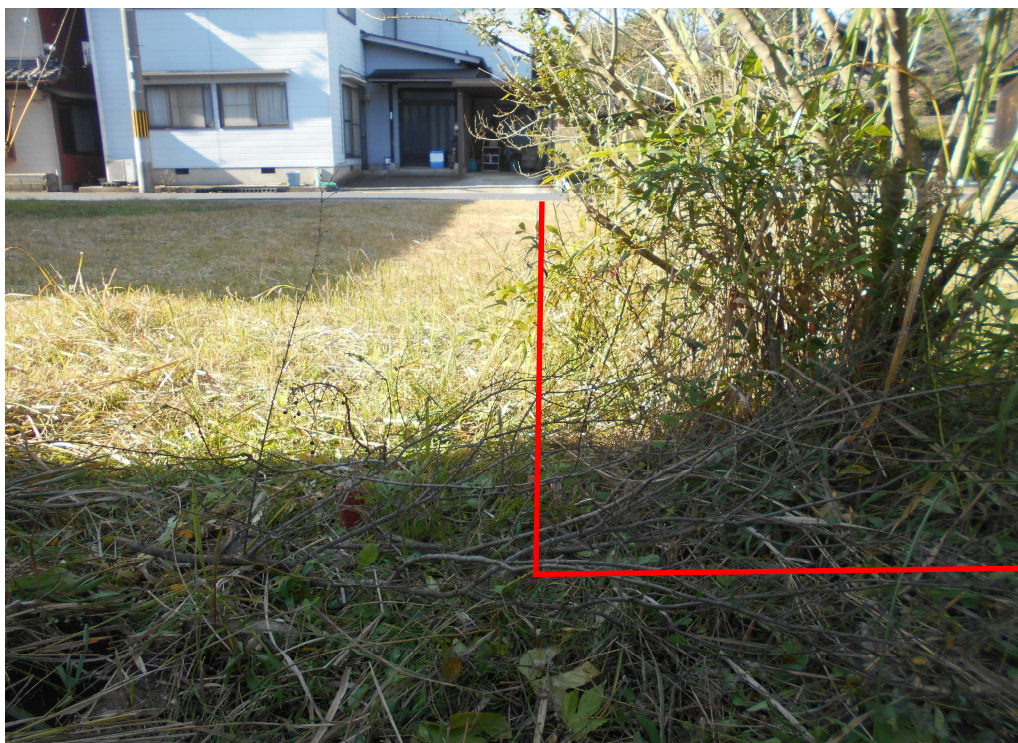
西側境界付近



南側境界付近



南側境界付近



東側境界付近



東側境界付近



東側境界付近・植樹



町有地と隣接地の境界付近の植樹  
(伐採等される場合は隣接者と協議の上、買受人の負担と責任でお願いいたします)

町有地上の植樹  
(伐採される場合は買受人の負担と責任でお願いいたします)